QC 検定(CBT)団体申込担当者規約

一般財団法人日本規格協会
品質管理検定センター

1. 本規約の適用範囲

本規約は、品質管理検定 3 級・4 級（CBT)(以下「本検定」という。)の団体申込担当者が遵守しなければならない事項を定める。

1.1 定　義

「団体申込」とは、団体に所属する受検者(以下「団体受検者」という。)を管理する団体ページを開設し、団体受検者の試験予約を行う申込方式をいう。受検料の支払いは、団体払い(団体決済)か、団体受検者払い（受検者決済)か、またはこれらの併用にて行うことができる。

「団体」とは、団体申込を行う企業、組合、学校など、法人格の有無にかかわらず、主たる事務所を有し、継続的に活動を行う組織をいう。

「団体申込担当者」とは、団体ページにユーザー登録を行い、所属団体における本検定の団体申込に必要な手続きを統括し、主催者団体との連絡窓口業務を担当するものをいう。団体紐づけ登録の有無を問わない。

「団体紐づけ登録」とは、本社と関連会社や本店と支店など、関連のある拠点や組織があった場合、団体ページの開設の際に、紐づけ登録機能を使用して、親団体(代表団体）の団体ページに対して、それ以外の任意の団体ページを子団体(関連団体)のページとして開設することをいう。

1.2. 他の規約との関係について

団体申込担当者は、品質管理検定センター(以下「QC 検定センター」という。)が定める本規約のほか、次の規約の最新版も適用される。

- QC 検定(CBT)申込・受検者規約
- QC 検定(CBT)受検チケット規約

団体申込担当者は、団体受検者の代理で試験予約を行う場合は、QC 検定(CBT)申込・受検者規約に従って実施しなければならない。

団体申込担当者は、受検チケットの購入・使用を行う場合は、QC 検定(CBT）受検チケット規約に従って実施しなければならない。

団体申込担当者は、株式会社シー・ビー・ティ・ソリューションズ(以下「CBTS 社」とい

©一般財団法人日本規格協会　品質管理検定センター

う。)が定める「受験者ご利用規約」の最新版を遵守しなければならない。ただし、「受験者ご利用規約」の次の箇条については、本規約を優先して適用する。

- 第 2 条【受験申込について】
- 第 3 条【支払い手続に関する事項】
- 第 5 条【申込内容の変更（試験日時・会場）及びキャンセルに関する事項】

その他、本規約の規定と CBTS 社の定める「受験者ご利用規約」の他の規定に矛盾が生じた場合、本規約の規定を優先して適用する。

2. 団体申込担当者の役割

2.1 団体申込手続きの理解

団体申込担当者は、QC 検定ウェブサイトで公開されている受検の案内や団体申込マニュアルなどを確認し、本検定の申込手続きを理解しなければならない。

2.2 団体ページの開設および維持管理

団体申込を行おうとする団体申込担当者は、所定の手続きに基づき、団体ページを開設し、団体ページ開設後の維持管理を行わなければならない。
団体申込担当者は、団体ページの登録情報について、正確に入力し、QC 検定センターから、団体ページの登録情報の更新依頼があった場合には対応しなければならない。
団体ページは、開設後は登録情報や履歴が維持され、常時アクセス可能となる。団体担当者は団体ページのアカウント情報を適切に管理しなければならない。団体担当者は、次回開催期間以降も同じアカウントでログインして継続的に使用するものとし、同じ団体の団体ページを複数作成してはならない。
団体ページは組織単位のほか、事業拠点単位でも開設することができるが、不要なページを開設してはならない。団体申込担当者は、団体ページの開設にあたり、団体受検者の異動や拠点所在地の変更などに伴い、団体受検者管理が煩雑になることも踏まえ、組織として一つの団体ページで運用することが可能かについて、検討しなければならない。
団体が、団体紐づけ登録を行うときは、親団体(代表団体)となる団体申込担当者が団体紐づけ登録を行い、団体間での調整や親子関係の維持管理を行わなければならない。
団体紐づけ登録を行った場合、親団体は子団体の団体ページの情報の閲覧・編集が可能となるため、紐づけ登録は慎重に行わなければならない。QC 検定センターは団体紐づけ登録により、団体に関する情報が意図せず第三者に閲覧された場合でも責任は負わない。

2.3 団体受検者マイページ開設支援、維持管理

団体申込担当者は、団体受検者が団体受検者マイページの開設をできるように必要な情報を伝達しなければならない。団体申込担当者が作成する場合は、団体受検者マイページを

©一般財団法人日本規格協会　品質管理検定センター

所定の手順に従って、正しく開設しなければならない。
団体受検者マイページのアカウントや登録情報は、団体として、適切に維持管理を行わなければならない。団体申込担当者は、団体受検者が計画的に受検できるように、試験予約や団体受検者マイページの利用について、案内や指示をしなければならない。
団体申込担当者は、団体ページから団体受検者マイページへ代理ログインすることで、試験結果も含めた個人情報が閲覧される状況になることについて、団体受検者に対する事前説明や承諾を得る必要性について、検討しなければならない。QC 検定センターは、団体受検者マイページへの代理ログインによって、団体受検者の個人情報が閲覧された場合でも責任は負わない。
その他、団体申込担当者が団体受検者に代わって団体受検者マイページの開設や試験予約を行う場合、QC 検定(CBT)申込・受検者規約が適用される。

2.4　団体受検者の受検管理、問い合わせ対応

団体申込担当者は、団体ページを通じて、各団体受検者の試験予約状況を確認し、試験予約忘れや遅れがないように管理しなければならない。また、団体受検者からの受検に関わる問い合わせについて、対応しなければならない。

2.5　受検チケットの管理

団体申込担当者は、QC 検定(CBT)受検チケット規約に従って、団体ページを通じて受検チケットを購入することができる。購入した受検チケット番号については、他者に知られないように管理をしなければならない。
団体受検者が、受検チケットで試験予約する場合は、受検チケット番号を確実に団体受検者へ伝達し、団体受検者が正しく試験予約をしているかについて確認しなければならない。
受検チケットを使用する場合は、団体受検者が別途、個人申込を行ったり、団体申込担当者の意図に反した試験予約のキャンセルをしたり、試験予約画面で他の決済方法を選び、重複申込をしたりしないように、必要に応じて注意喚起と周知をしなければならない。
団体申込担当者は、試験予約キャンセル完了の通知が、団体受検者マイページに登録されているメールアドレス宛に配信されること、および予約キャンセルによって受検チケットが未使用状態に戻ることに留意して、受検チケットの管理を行わなければならない。
受検チケット購入代は、請求書記載の指定期日までに振込まなければならない。受検チケットは、注文確定後の購入キャンセルや、有効期限がきれたチケットの返金、次開催回への持ち越しはできないことを認識し、購入は計画的かつ慎重に行わなければならない。
その他、受検チケットに関しては、QC 検定(CBT)受検チケット規約に従わなければならない。

3.　試験問題の開示禁止

©一般財団法人日本規格協会　品質管理検定センター

団体申込担当者は、本検定の試験問題は非公開であることを認識し、以下に同意する。同意できない場合は、申込をしてはならない。

① 試験問題の全部または一部（問題文中の文字に限らず、出題内容を示唆する表現を含む。）について、QC 検定センターの許可なく、第三者に開示（漏洩）しないこと。

② 上記①について遵守されなかった場合、4. に従い、関係法令等に基づき損害賠償請求等の措置が取られること。

なお、QC 検定センターの許可なく、出題に関する SNS への投稿、インターネット掲示板などへの書き込みを行った場合は、上記①に抵触するものとみなす。

団体申込担当者は、団体受検者が試験問題の開示を行わないように管理し、指導しなければならない。

4. 不正等への対応

試験にあたって、不正や本規約から逸脱した行為が発覚した場合、QC 検定センターは、その状況及び当該行為が与える影響の程度により、以下の対応を行う。

(1)団体受検者等の氏名とともに不正事実を公表する。

(2)団体受検者を失格とする（団体申込では、一部または全員の受検者の場合を含む。）。

(3)主催団体が被った損害について、しかるべき損害賠償を請求する。

(4)今後、一定期間は当該個人および／または団体での試験を実施しない。

(5)その他

5. その他注意事項

5.1 受検料の返金

所定の試験予約のキャンセル手続き(QC 検定(CBT)申込・受検者規約「2.5.4 予約のキャンセル」)による返金を除いて、試験予約完了後［団体受検者払い（受検者決済)］または受検チケットを一度注文した後［団体払い(団体決済)］は、申込・受検者によるキャンセル・返金、受検料の繰越しは、いかなる理由でも行わない。

ただし、QC 検定センターが、自然災害や新型コロナウイルスを含む感染症などの理由で試験を実施することが適当ではないと判断し、中止にする場合、また、その他、不可抗力により代替措置を講ずることが必要と QC 検定センターが判断した場合にのみ、受検料の返金等の代替措置を講じる。ただし、QC 検定センターは、試験中止に伴う団体申込担当者および／または団体受検者の不便、費用、その他の個人的損害については、責任を負わない。

過去に QC 検定で不正行為を行った者や、QC 検定の信用を失墜させた者など、QC 検定センターが受検することがふさわしくないと判断した申込・受検者に対しては、受検を断る場合がある。この場合、受検料は全額返金する。

5.2 緊急時の連絡等

©一般財団法人日本規格協会　品質管理検定センター

QC 検定センターは、団体受検者に対して緊急連絡事項がある場合に、団体申込担当者のみならず、団体受検者マイページの登録情報を使用して、団体受検者本人に連絡（メール）を行う場合がある。
申込・受検者は、QC 検定センター「qckentei@jsa.or.jp」からのメールが受信できるように設定しなければならない。申込・受検者はフリーメール（Yahoo!メール、Gmail 等）を利用する場合、「qckentei@jsa.or.jp」から届くメールが迷惑メールフォルダに入らないように設定を確認する。
団体申込担当者および団体受検者本人以外のメールアドレスが登録されていたり、登録間違いがあったり、受信確認が不十分であったり、通信状況が不安定であったりする場合、QC 検定センターでは責任を負わない。申込・受検者は、確実な連絡が取れない場合があることについて、団体申込担当者を通じてあらかじめ理解しなければならない。

5.3　規約の変更等

QC 検定センターは、以下①、②の場合には、団体申込担当者の個別の同意を要せず、本規約を変更することができる。
①本規約の変更が受検者の一般の利益に適合するとき。
②本規約の変更が本検定の実施目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性ほか変更に関わる事情に照らして合理的なものと考えられるとき。

本規約の最新版は QC 検定ウェブサイトで公開する。団体申込担当者は、団体ページの開設にあたり、本規約への同意を行うとともに、毎回のページログインしたことをもって本規約の最新版に同意したものとみなされることを承諾しなければならない。

5.4　個人情報の取扱い

「受験者専用サイト」に登録される個人情報を含む申込情報は、QC 検定の実施運営、その他の QC 検定に関する各種ご案内に使用する。
その他、個人情報の取扱いについては、日本規格協会の“個人情報保護方針”による。
https://webdesk.jsa.or.jp/common/W10K0030/?post_type=common&page_id=m_j_hogohoushin
また、QC 検定センターは、QC 検定に係る業務に関して、業務提携会社に作業を委託する場合がある。

付則
本規約は 2025 年 4 月 30 日より実施する。
2025 年 6 月 20 日一部改定
2026 年 10 月 14 日一部改定(青字部分)

©一般財団法人日本規格協会　品質管理検定センター